明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一―四―二六）　二

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**六）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**四）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**二六八）　三

○除籍の一部が滅失した件（**同**二六九）

○原戸籍が滅失した件（**同**二七〇）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二七一）

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**財務**一六四）

○熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の一部を改正する件（**厚生労働**二三五）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一二四六）　四

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一二四七）

○ガス有害性試験不要材料を定める件（**国土交通**七八五）　六

○一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を定める件（**同**七八六）

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一二八）

○荒川水系荒川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**関東地方整備局**二一五）

○久慈川水系久慈川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**二一六）

○那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**二一七）　七

○多摩川水系多摩川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**二一八）

○相模川水系相模川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**二一九）

○道路に関する件（**同**二二〇）

○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**北陸地方整備局**五五～五七）　七

○佐波川水系佐波川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**中国地方整備局**七一）

○高津川水系高津川、匹見川、高津川派川及び白上川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**七二）

○那賀川水系那賀川、桑野川及び派川那賀川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**四国地方整備局**七七）

○仁淀川水系仁淀川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**七八）　八

○渡川水系四万十川、後川及び中筋川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**七九）

○肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**八〇）

○重信川水系重信川及び石手川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**八一）

○道路に関する件（**九州地方整備局**九〇、九一）

○遠賀川水系遠賀川、彦山川、犬鳴川、西川、黒川、笹尾川、穂波川、八木山川、金辺川及び中元寺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**九二）　八

○大分川水系大分川、七瀬川及び賀来川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**九三）

○六角川水系六角川、牛津川及び武雄川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**九四）

○本明川水系本明川及び半造川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**九五）　九

〔**国会事項**〕　九

法務省　財務省　経済産業省

〔**人事異動**〕

〔**官庁報告**〕

官庁事項

船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　一〇

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

（以下次のページへ続く）